



住宅政策本部について

分野別で探す

総合案内で探す

各種申請様式

審議会・計画

よくあるお問合せ

[トップページ](#) > [住宅・不動産](#) > [豊かな住生活の実現と維持](#) > [民間を活用した多様な住宅の供給](#) > [東京都既存住宅流通促進登録事業者グループ一覧（既存住宅の売買や売却をご検討されている皆さまへ）](#)

東京都既存住宅流通促進登録事業者グループ一覧 （既存住宅の売買や売却をご検討されている皆さまへ）

最終更新日：令和元(2019)年5月29日

東京都では個人の皆さまが既存住宅を安心して売買できるよう、ワンストップ対応窓口を設置し売買に関連する様々な事業者が連携して相談対応を行うグループを登録・公表する制度を設けています。

[（東京都既存住宅流通促進事業者グループ登録制度）](#)

このページでは、都から登録を受けたグループの一覧及びワンストップ対応窓口の連絡先等を掲載しています。

ワンストップ対応窓口には既存住宅売買の専門家であるコーディネーターが在籍しており、既存住宅の売買に係る各種制度の分かりやすい説明や各事業者との調整などを行ってくれます。

既存住宅の購入や売却に際し、是非ご参考にしてください。

登録事業者グループ一覧

登録番号	登録事業者グループ名	略称	ワンストップ対応窓口	登録簿詳細
1	同慶いえまち不動産ネットワーク	いえまちストック	二見	■ (PDF) 160KB
2	既存住宅の窓口	—	二見	■ (PDF) 199KB
3	みずほ既存住宅流通促進グループ	—	二見	■ (PDF) 413KB
4	東京家づくり工務店の会 中古住宅相談窓口グループ	トイズ アール TO-IZ R カウンター	二見	■ (PDF) 224KB
5	ライフル ホームズ LIFULL HOME'S 既存住宅流通促進委員会	—	二見	■ (PDF) 214KB

登録事業者グループの各ワンストップ対応窓口は東京都のホームページで確認ください。

東京都 『既存住宅』の売買に関わる事業者のみならずへ

事業者グループ登録制度のご案内

東京都では、消費者が既存住宅を安心して売買できるよう、『既存住宅流通促進事業者グループ登録制度』を開始しました。

登録のメリット

- ① 東京都のホームページ等で公表されます。
- ② 活動の一部に補助が受けられます。

制度概要

既存住宅の売買に関連する様々な事業者が連携して消費者に相談対応を行うグループを都が登録・公表する制度です。

事業者グループ

① 申請
② 登録
④ 補助

事業者グループ

- 宅建業者 (宅建業法119条)
- 建設士事務所 (建設士法10条)
- 建設業者 (リフォーム工業等)
- 取壊保険法人 (取壊保法11条)
- 金融機関 (組)

消費者(都民)

③ 売買相談普及活動

※戸建住宅が対象

登録事業者グループの取組内容(上記③)

一定の品質が確保された既存住宅の流通促進に向け、以下の取組を行っていただきます。

- I 建物状況調査(インスペクション)やフォーラムに関する相談対応等を行う【ワンストップ窓口】の設置
- II 消費者の既存住宅に対するイメージ向上のための【普及活動】

登録要件の概要(上記②)

アオのうち、複数の事業者で構成されるグループ(ア、イ、ウは必須)

事業者種別	主な要件等	補助対象事業(補助限度額)
ア 宅建業者	安心R住宅 [※] マース使用の新築を受けた業者 など	建物状況調査(インスペクション) (35,000円/戸)
イ 建設業者	国の登録を受けた住宅リフォーム事業者団体の業者 など	既存住宅の普及活動 (100万円/グループ)
ウ 建設士事務所	既存住宅状況調査技術者である建設士の在籍 など	窓口体制整備 (200万円/グループ)
エ 金融機関	東京都の指定金融機関等	
オ 取壊保険法人	宅宅取壊担保責任保険法人	

※安心R住宅:一定の要件を満たした既存住宅の広告掲載にマースを付与できる制度 (補助率:1/2)

補助の概要(上記④)

事業者グループの取組に補助

制度の詳細(登録の要件、取組内容、補助内容等)につきましては、下記のサイトをご参照ください。
登録を受けたグループの一覧もこちらからご覧いただけます。
URL: http://www.justicesensaku.metro.tokyo.gv/bunyahetnu/jitaku_fudoshin/zeido.html

東京都 既存住宅流通促進事業者グループ登録制度 [検索](#)

『既存住宅』の売買に関わる事業者向け

『既存(中古)住宅』の購入や売却をお考えのみならずへ

東京都既存住宅流通促進事業者グループのご案内

既存(中古)住宅って品質は大丈夫？ 売るときに検査しておいた方がいいのかな？ などの不安や疑問を解消し『既存住宅を安心して売買』できるよう、東京都では『既存住宅流通促進事業者グループ登録制度』を開始しました。

登録事業者グループの『ワンストップ対応窓口』では

- ① 既存住宅売買について分かりやすい説明を受けられます。
- ② 関連業者の紹介、取次等が1か所(ワンストップ)で受けられます。

ワンストップ対応窓口

事業者グループ^{※1}

宅建業者 (宅建業法119条)

建設士事務所 (建設士法10条)

建設業者 (リフォーム工業等)

取壊保険法人 (取壊保法11条)

金融機関 (組)

連携して対応

コーディネーター

※1 取得済の物件: 国の登録を受けた事業者グループに限定しています。
※2 住宅の築年数や戸数等に引き継がれ、関連する法令・実務の異なる場合があるため、対象となる物件の事前確認にお願いいたします。

登録事業者グループへの相談イメージ

Point1 **安心**

- 既存住宅売買の専門家であるコーディネーターに相談ができます。
- 経験が豊富で、安心して任せられる各分野の専門業者が対応します。

Point2 **便利でオトク**

- 相談から業者の紹介、取次、住宅のお引渡まで、コーディネーターがワンストップで対応します。個別に業者を探す必要がありません。
- お近くの窓口で相談ができます。
(※都内グループからのワンストップ対応窓口が設置されています。*(※他府県在住の消費者)
- 建物状況調査を行う際、東京都から補助を受けられる場合があります。

ぜひご相談ください

登録を受けたグループ(ワンストップ対応窓口)はこちら
URL: http://www.justicesensaku.metro.tokyo.gv/bunyahetnu/jitaku_fudoshin/zeido.html

東京都 既存住宅流通促進事業者グループ登録制度 [検索](#)

【お問い合わせ先】 住宅政策本部 住宅企画部 民間住宅課 市場環境整備担当 03-5320-5006(直通)

東京都住宅政策本部

『既存住宅』の所有者向け